

私たちの個人情報はどうなる!?

個人情報保護条例が廃止へ

福山市は12月議会で、新たな「個人情報の保護に関する法律施行条例」を提案しました。施行条例とは、国の法律にあわせて統一ルールに従うものです。これまでの「個人情報保護条例」は廃止する方針です。

福山市が住民の個人情報を守るために独自に定めてきた保護のルールが後退させられる恐れがあります。

自分の情報を どうするかは 自分で決める

個人情報保護条例は、各地方自治体が国に先駆け、独自に定めてきました。

福山市でも、個人情報を守ることは個人の尊厳にかかわる基本的人権という立場で条例が運用されてきました。情報は本人から直接収集し、目的外の利用や外部提供に制限をかけています。差別や偏見、基本的人権の侵害が生じないよう、収集を禁止する

情報も定められています。

個人情報保護条例は、憲

法にもとづく住民の「自己情報コントロール権」を保障してきたのです。

国や財界は

情報の保護より

利活用を優先

ところが国は、個人情報の保護よりも情報を利活用することを優先させようとしています。

そのために、「データ流通の支障となり得る」自治体の個人情報保護条例をなくし、規制がゆるい国の

法律に従わせようとしているのです。

背景には、経団連が新成長戦略で「死活的に重要な」のがデータの活用」としたように、個人情報を儲けのタネにしたい財界の要望もあります。

憲法にもとづき 基本的人権と 住民自治を守れ

顔認証や個人の行動履歴など膨大な情報がデータ化されるデジタル社会だからこそ、プライバシー権の強化が求められます。

福山市の個人情報保護規定を国言いなりに後退させるのか、憲法・地方自治にもとづき維持・前進させるのか、大きな分かれ道です。

情報の主体は 私たち住民 声をあげよう！

市は、12月議会で条例の議決後、来年1月に広報に掲載して市民に周知し、4月に条例を施行するとしています。

市民の意見を聞くパブリックコメントは募集しない考えです。情報の主体であり、主権者である住民の意見を聞かない姿勢は許されません。

「基本的人権と住民自治を守れ」の声をあげ、個人情報を守るための運動を広げるときです。

個人情報について 学びませんか？

日本共産党市議団は14日、地方自治問題研究機構主任研究員の久保貴裕氏を講師に迎え、「福山市における個人情報保護の課題について」憲法に基づき、住民の基本的人権と地方自治を守るために」と題する学習会を行いました。

個人情報保護条例の今後の課題やマイナンバーカード、デジタル田園都市国家構想、子育て支援アプリ、子どもの情報連携など福山市が進めるデジタル政策についての分析です。

◆学習会の資料を提供します。希望される方は、ご連絡ください。

メール info@f-jcp.com

党事務所 電話番号

084-952-2662

男女共同参画センターを廃止？

福山市は「男女共同参画推進条例」を改定し、男女共同参画センターを廃止する方針です。

現在、センターは草戸町にあります。DVなどの相談が受けやすいよう駅に近い市役所本庁舎で事業を実施するためとのことですが、センターには男女共同参画推進の拠点施設としての役割があります。

センターの廃止は、男女共同参画、ジェンダー平等の推進に逆行するのではないのでしょうか。

日本共産党 議員団ニュース

発行 日本共産党福山市議会議員団 福山市津之郷町津之郷 970-1





高木たけし 河村ひろ子 みよし剛史

①084-972-6830 ①084-965-6049 ①090-1182-3973

※個人情報保護制度の見直しに関する最終報告「内閣官房」